

○古河市内における太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例施行規則

平成 29 年 3 月 30 日規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、古河市内における太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例（平成 29 年条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例で定める用語の例による。

(提出部数)

第 3 条 条例及びこの規則の規定に基づき市長に提出する書類及び添付書類の部数は、正本 1 部及び副本 1 部とする。

(条例第 2 条第 8 号の規則で定める期間)

第 4 条 条例第 2 条第 8 号の規則で定める期間は、1 年とする。この場合における当該期間の算定は、一の太陽光発電事業における条例第 13 条第 1 項の通知を発した日又は工事完了の届出日のいずれか遅い日から、別の太陽光発電事業における条例第 9 条第 1 項の規定による事前協議（以下「事前協議」という。）の届出日又は条例第 12 条第 1 項の規定による実施協議（以下「実施協議」という。）の届出日のいずれか早い日までの間とする。

(条例第 2 条第 10 号の規則で定める距離)

第 5 条 条例第 2 条第 10 号の規則で定める距離は、水平距離 300 メートルとする。

(太陽光発電設備に必要な施設等)

第 6 条 条例第 4 条第 3 項の規則で定める必要な施設等は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の施設等を設置するに当たっては、別表第 2 に掲げる基準に従わなければならない。

(費用の積立て)

第 7 条 条例第 4 条第 5 項の規定により積み立てる費用は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）第 5 条第 1 項第 6 号の規定により提供した太陽光発電設備の設置に要した費用の額の 100 分の 5 以上の額とする。

(抑制区域)

第 8 条 条例第 7 条第 1 項に規定する抑制区域は、別表第 3 に掲げるとおりとする。

(関連法令等に関する調査)

第 9 条 事業者は、関係法令及び条例等についての調査及び関係機関への確認を、関係法令等チェックリスト（様式第 1 号）により行わなければならない。

(事前協議)

第 10 条 事前協議は、太陽光発電事業事前（変更）協議書（様式第 2 号）に別表第 4 に掲げる図書を添付して市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第9条第4項の規定による通知は、太陽光発電事業に関する事前協議結果通知書（様式第3号）により行うものとする。

3 条例第9条第5項に規定する変更の協議は、太陽光発電事業事前（変更）協議書に、変更に係る図書を添付して市長に提出することにより行わなければならない。

4 条例第9条第5項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

（1）事業区域の面積の縮小

（2）太陽光発電設備の総発電出力規模の縮小

（3）事業者又は管理者が法人である場合は、登記事項の変更（名称又は本店所在地の変更を除く。）

（4）その他市長が軽微と認める変更

5 条例第9条第6項の規定による届出は、太陽光発電事業事前協議取下げ届出書（様式第4号）を提出することにより行わなければならない。

（説明会の開催）

第11条 条例第10条第1項の規則で定める範囲は、事業区域の境界からおおむね300メートル（太陽光発電設備の総発電出力が50キロワット未満の場合は、100メートル）以内とする。

2 説明会は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第4条の2の3第2項の規定に準じて行わなければならない。

3 条例第10条第1項の規定による報告は、説明会開催（戸別訪問等）報告書（様式第5号）により行わなければならない。

（計画標識の設置）

第12条 条例第11条の太陽光発電事業の計画の概要には、次の事項を記載しなければならない。

（1）太陽光発電事業の名称

（2）事業区域に係る土地の地番

（3）事業区域の総面積及び総発電出力

（4）工事予定年月日

（5）工事施工者の名称及び事務所所在地並びに連絡先

（実施協議）

第13条 実施協議は、太陽光発電事業計画書（様式第6号）に別表第4に掲げる図書を添付して市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第12条第2項の規定により準用する条例第9条第5項の規定による届出は、太陽光発電事業計画変更届出書（様式第7号）に、別表第4に掲げる図書のうち変更のあった図書を添付して行わなければならない。

（協議終了の通知）

第14条 条例第13条第1項の規定による通知は、太陽光発電事業に関する（変更）協議

終了通知書（様式第 8 号）により行うものとする。

（協定の締結）

第 15 条 条例第 14 条第 1 項の太陽光発電事業並びに災害時及び廃止後の措置に関する協定においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1） 太陽光発電設備の維持及び管理に関する事項
- （2） 環境の保全及び公害の防止に関する事項
- （3） 太陽光発電設備の災害時及び廃止後の措置、権利等に関する事項
- （4） その他市長が必要と認める事項

（工事着手等の届出）

第 16 条 条例第 15 条第 1 項の規定による届出は、工事着手等届出書（様式第 9 号）に、必要書類を添付して提出することにより行わなければならない。

2 条例第 15 条第 2 項の規定による届出は、工事着手等届出書に、工事の施工前、施工後等の写真を添付して提出することにより行わなければならない。

3 条例第 15 条第 3 項に規定する確認は、現地での立会いにより行うものとする。

（適正な維持管理）

第 17 条 事業者又は管理者は、条例第 16 条の規定により、次に掲げる事項について、別表第 2 の基準に従い、適正に維持管理するよう努めなければならない。

- （1） 切土又は盛土工事の安全対策を講じること。
- （2） 防草対策を講じること。
- （3） 雨水排水対策を講じること。
- （4） 有害物質対策を講じること。
- （5） 太陽光発電設備の安全対策を講じること。
- （6） 生活環境の保全策を講じること。
- （7） 良好な景観の形成を図ること。
- （8） 電気設備に関する関係法令を遵守し、民間団体が定める基準を参考に保守点検を行うこと。

（変更の届出）

第 18 条 条例第 17 条の規定による変更の協議は、太陽光発電事業計画変更届出書に、変更のあった別表第 4 に掲げる図書を添付して行わなければならない。

2 条例第 17 条ただし書の規則で定める軽微な変更は、第 10 条第 4 項各号に掲げるものとする。

（運用開始等届出）

第 19 条 条例第 18 条第 1 項の規定による届出は、運用開始等届出書（様式第 10 号）に、別表第 5 に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

2 条例第 18 条第 2 項の看板は、様式第 11 号により作成しなければならない。

3 事業者は、前項の看板に記載した事項に変更が生じた場合は、これを速やかに変更しな

なければならない。

(太陽光発電事業の廃止)

第20条 条例第19条第1項の規定による届出は、運用開始等届出書に別表第5に掲げる図書を添付して行わなければならない。

2 条例第19条第2項の規定による届出は、太陽光発電設備撤去完了届出書(様式第12号)に、別表第5に掲げる図書を添付して行わなければならない。

(報告)

第21条 市長は、条例第20条第1項の規定により、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者等に対し報告を求めるものとする。

(1) 地元関係者と良好な関係を築くことができず、今後も見込めない場合

(2) 太陽光発電設備及び事業区域内の土地を十分に維持し、管理することができていない場合

(3) 事業の廃止に伴い、適切に太陽光発電設備を廃棄する十分な資力があることを確認する必要が生じた場合又は疑義が生じた場合

(4) その他市長が必要と認める場合

2 条例第20条第2項の規定による報告は、太陽光発電事業状況報告書(様式第13号)により行わなければならない。

(指導及び助言)

第22条 条例第22条の規定による指導又は助言は、太陽光発電事業指導・助言通知書(様式第14号)により行うものとする。

(勧告)

第23条 条例第23条第1項の規定による勧告は、太陽光発電事業改善勧告書(様式第15号)により行うものとする。

2 条例第23条第2項の規定による報告は、太陽光発電事業是正報告書(様式第16号)により行わなければならない。

(公表)

第24条 条例第24条第1項の規定による公表は、古河市公告式条例(平成17年条例第3号)による掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第24条第2項の規定による通知は、弁明の機会の付与通知書(様式第17号)により行うものとする。

3 事業者は、前項の規定により弁明する場合は、公表に関する弁明書(様式第18号)を市長に提出して行わなければならない。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第64号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第2号の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）は、平成31年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の古河市内における太陽光発電設備設置に関する条例施行規則（以下「改正前規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則による改正後の古河市内における太陽光発電設備設置に関する条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前規則に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間所要の補正をし、これを使用することができるものとする。
- 4 第1項ただし書に規定する規定の施行の際、同項ただし書の規定による改正前の古河市内における太陽光発電設備設置に関する条例施行規則に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附 則（令和3年規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際、この規則による改正前の古河市内における太陽光発電設備設置に関する条例施行規則に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附 則（令和4年規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の古河市内における太陽光発電設備設置に関する条例施行規則に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附 則（令和8年規則第39号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の古河市内における太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例施行規則に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

○古河市内における太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例施行規則

別表第 1（第 6 条関係）

事業区域 面積 施設	3,000 m ² 以上 1 ha 未満	1 ha 以上 1.5ha 未 満	1.5ha 以 上 5ha 未 満	5ha 以 上 15ha未満	15ha 以上 25ha未満	25ha以上
接道※ 1	幅員 4 m	幅員 5 m		幅員 6 m		
緩衝帯※ 2	幅員 3 m	幅員 4 m	幅員 5 m	幅員10m	幅員15m	幅員20m
防草対策	コンクリート、アスファルト、砂利又は碎石（径10cm未満）、ウッドチップ（有価物又は原位置自然還元）、防草シート又は人工芝（10年以上の耐用年数、透水係数10-2～1.0以上）を雨水施設を除いて全面的に施工すること。					
雨水施設	雨水の処理方法は、古河市雨水流出抑制技術基準（市が定める雨水流出抑制に係る基準をいう。以下同じ。）によること。この場合において、太陽光パネルの設置箇所に係る流出係数は、0.9～1.0とする。					
太陽光発電設備の 安全対策	1 第三者が事業区域内に侵入し、事故等が起これないように周囲を柵塀等により囲み、出入口には扉を設け施錠すること。 2 柵塀等については、太陽光発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、事業区域内に第三者が容易に立ち入ることができない高さ及び容易に取り除くことができないものを用いること。 3 柵塀等を常に良好な状況に維持し、看板は常に文字が識別できるようにすること。 4 架台の高さ等については、日本産業規格JISC8955を満たしていること。					

※ 1 接道が建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 2 項に規定する道路の場合は、当該道路の中心から 2 m の範囲に建築物、工作物等を設置しないこと。

※ 2 緩衝帯は、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第28条の 3 に準じて設置するものとし、事業区域の境界に沿ってその内側に設置しなければならない。ただし、河川、緑地、田畑等に隣接する部分は、緩衝帯を設置しないことができる。

別表第 2（第 6 条、第 17 条関係）

切土又は盛土工 事の安全対策	1 土砂の移動量（切土及び盛土の合計量）は必要最低限度とし、事業区域内の地形及び土地の形質の変更を最小限度にとどめること。 2 崖又はのり面の上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、その崖又はのり面の反対方向に雨水その他地表水が流れるように勾配が設けられていること。 3 切土をする場合には、切土した後の地盤に滑りが生じないよう安全確保のための措置を講ずること。 4 盛土をする場合には、盛土をした後の地盤に雨水その他地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないよう、締固め等の措置を講ずること。 5 切土又は盛土により事業区域を造成する場合には、茨城県宅地開発関係資料集（技術基準及びその他編）12擁壁等の基準に準じること。 ※ 造成区域の面積が500㎡以上、盛土の高さが30cmを超える場合等は、宅地造成及び特定盛土等規制法、条例等の適用の有無について関係機関に確認すること。
防草対策	1 事業区域内の敷材については、適切な維持管理及び更新を行うこと。 2 事業区域内の敷材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、茨城県土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）及び古河市土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例（平成17年条例第111号）（以下「廃掃法等」という。）に違反しない適切な敷材を使用することとし、径は10cm以下の資材を使用すること。また、ウッドチップを利用する際は、有価物又は原位置自然還元物を使用すること。
雨水排水対策	1 原則として事業区域外に雨水が流出しない土地勾配とすること。 2 事業区域内の雨水は敷地内処理を行うこと。この場合の処理方法は、古河市雨水流出抑制技術基準によるものとする。 3 太陽光パネルの設置箇所に係る流出係数は、0.9～1.0とすること。

有害物質対策	1 カドミウム、ヒ素等が含まれ、周囲に影響を与えるおそれのある太陽光パネルを設置する場合には、破損時に周囲に影響がないように対策（地中不浸透、飛散防止等）を講じること。 2 太陽光発電設備の廃棄処理を行う際には、廃掃法等に従い処理を行い、国が定める太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインに準じて処分すること。
太陽光発電設備の安全対策	1 第三者が事業区域内に侵入し、事故等が起こらないよう周囲を柵塀等により囲み、出入口には扉を設け施錠すること。 2 柵塀等については、太陽光発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、事業区域内に第三者が容易に立ち入ることができない高さ及び容易に取り除くことができないものを用いること。 3 柵塀等を常に良好な状態に維持し、看板は常に文字が識別できるようにすること。 4 架台の高さ等については、日本産業規格JISC8955を満たしていること。
生活環境の保全	1 住宅、学校、病院、児童福祉施設、社会教育施設等に隣接する場所に太陽光発電設備を設置する場合は、威圧感、騒音振動、熱及び反射光等に配慮し、近隣住民及び周辺住民等と協議の上、事業区域との境界から後退させ、太陽光パネルを低反射のものとし、又は傾きを調整すること。また、機器の設置位置については、各メーカーの設置基準に準拠したものとし、騒音、遮光等の対策を講じること。 2 道路沿いに太陽光発電設備を設置する場合は、道路の見通しの妨げにならないよう事業区域との境界から後退させること。 3 地元関係者等の要望があったときは、騒音、遮光等の対策を随時講じること。 4 環境省が定める太陽光発電の環境配慮ガイドライン、一般社団法人太陽光発電協会の定める太陽光発電システムの反射光トラブル防止について等を参考とすること。

良好な景観の形成	1 市街地、住宅地等の景観を阻害しないよう太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。 2 河川、都市公園等の自然景観を阻害しないよう太陽光発電設備の設置位置等に配慮すること。 3 太陽光発電設備は、周囲の景観と調和したできる限り目立たない色彩とすること。
電気設備の保守点検	1 電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める太陽光発電設備の保守点検を行い、必要に応じて設備の更新等速やかに対応すること。 2 一般社団法人太陽光発電協会等が定める太陽光発電システム保守点検ガイドラインを参考にすること。 3 太陽光発電設備が破損したときは、被害を最小限にとどめるよう努めるものとし、速やかに復旧又は撤去すること。

別表第 3（第 8 条関係）

区分	関係法令	抑制区域の名称
条 例 第 7 条 第 1 項 第 1 号	茨城県自然環境保全条例（昭和48年茨城県条例第4号）	自然環境保全地域
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）	1 鳥獣保護区 2 特別保護地区
	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）	農用地区域
	農地法	1 甲種農地 2 第一種農地 3 採草放牧地
	森林法	地域森林計画の対象とする森林
条 例 第 7 条 第 1 項 第 2 号	河川法（昭和39年法律第167号）	1 河川区域 2 河川保全区域 3 河川予定地
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）	1 土砂災害警戒区域 2 土砂災害特別警戒区域
	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）	地すべり防止区域
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）	急傾斜地崩壊危険区域
条 例 第 7 条 第 1 項 第	文化財保護法（昭和25年法律第214号） 古河市文化財保護条例	1 史跡 2 名勝 3 天然記念物所在地

3 号	(平成17年条例第167号)	4 埋蔵文化財包蔵地
条 例 第 7 条 第 1 項 第 4 号	景観法	1 景観形成重点地区 2 景観形成重点路線道路端から10m以内の区域
条 例 第 7 条 第 1 項 第 5 号	都市計画法	1 第一種低層住居専用地域 2 第二種低層住居専用地域 3 第一種中高層住居専用地域 4 第二種中高層住居専用地域 5 第一種住居地域 6 第二種住居地域 7 準住居地域 8 田園住居地域 9 前各項の地域界から水平距離300m以内の区域
条 例 第 7 条 第 1 項 第 6 号		1 都市計画施設の予定区域 2 地区計画区域
条 例 第 7 条 第 1 項 第 7 号		1 市街地開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業等)区域 2 市街地開発等予定区域

別表第 4（第 10 条、第 13 条関係）

書類の種類	事前協議に添付	実施協議に添付	工事着手等届に添付
公共的施設（道路、河川、水路等）管理者との協議録		該当する場合	
境界確認立会申請書の写し		該当する場合	
法定外公共物占用許可申請書の写し		該当する場合	
私道管理者の同意書の写し		該当する場合	
土地の登記事項証明書		必須	
個人の場合には住民票、法人の場合には法人登記全部事項証明書（3 箇月以内に発行されたもの）	必須	必須	
登記されていない借地権等設定契約書の写し		該当する場合	
土地に付着している所有権以外の権利者の同意書		該当する場合	
案内図（縮尺 5000 分の 1 相当）※ 1	必須	必須	着手時
土地利用計画図※ 2	必須	必須	
公図の写し※ 3	必須	必須	
電気設備配置図※ 4	必須	必須	
航空写真・公図重ね図※ 5	必須	必須	
防草・雨水対策図※ 6		必須	
断面図（切土又は盛土をする場合）		該当する場合	
承役地の地役権図面		該当する場合	
説明会範囲図	必須	必須	
反射シミュレーション※ 7		該当する場合	
事業スケジュール（協議開始から運用開始まで）等		必須	着手時
説明会の写真		必須	

製品の仕様書 若しくはカタ ログ又は品質 証明書	太陽光パネル		必須	
	キュービクル		必須	
	パワーコンデ ィションナ		必須	
	架台		必須	
	擁壁等		該当する場合	
	雨水施設		該当する場合	
	防草シート		該当する場合	
	碎石		該当する場合	
	ウッドチップ		該当する場合	
	蓄電池		該当する場合	
市税納付証明（直近の課税年度 分）※ 8		必須	必須	
誓約書兼同意書※ 9		必須	必須	
関係法令等チェックリスト（様 式第 1 号）		必須	必須	着手時
説明会開催（戸別訪問等）報告 書（様式第 5 号）			必須	
現場写真			必須	完了時※10

※ 1 案内図は、方位及び縮尺を示すとともに、自ら行う他の事業区域がある場合には、その事業区域及び事業名を併記すること。

※ 2 土地利用計画図は、方位及び縮尺を明らかにし、事業区域境界線を赤色で示すこと。また、地盤高、接道、緩衝帯及び雨水施設の位置を明らかにすること。

※ 3 公図は、方位及び縮尺を明らかにし、事業区域境界線を赤色で示し、事業区域の形状、寸法及び杭の位置を明らかにすること。また、各筆の地番を併記し、原則、1 葉にまとめること。

※ 4 電気設備配置図は、方位及び縮尺を明らかにし、事業区域境界線を赤色で示すこと。また、太陽光パネル、キュービクル、パワーコンディショナ及び蓄電池の位置（災害時の電気取出しコンセントがある場合には、その位置を含む。）を明らかにすること。

※ 5 航空写真・公図重ね図は、方位及び縮尺を明らかにし、事業区域境界線を赤色で示すこと。また、原則、1 葉にまとめること。

※ 6 防草・雨水対策図は、方位及び縮尺を明らかにし、事業区域境界線を赤色で示すこと。また、雨水施設の位置及び種別を明示し、防草対策の種別及び施工区域

を色等で示すこと。

※7 反射シミュレーションは、周辺住民がいない場合には、添付不要とする。

※8 納付状況について、市の公簿等により確認できる場合であって、市が確認することについて同意書を提出するときは、省略することができる。

※9 事前協議において提出した場合には、実施協議において省略することができる。ただし、事前協議後に代表者等に変更があった場合には、この限りでない。

※10 工事を完了する場合には、施工前及び施行後の写真のほか、設置した看板の写真を添付すること。

別表第5（第19条関係）

種別	開始	停止	再開	廃止	撤去
案内図（縮尺 1/5000）	必須	必須	必須	必須	
事業認定書の写し	該当する場合 ※1				
発電量調整供給契約の承諾書等の写し	該当する場合 ※2				
太陽光発電設備の保守管理契約書の写し	該当する場合 ※3				
現場の写真	必須	必須	必須	必須	必須
看板の写真	必須				
協議終了通知書				必須	
撤去費用積立金の残高を証する書面				必須	

※1 事業者が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項の認定を受けている場合

※2 事業者が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項の認定を受けていない場合

※3 太陽光発電設備の保守管理を委託する場合

様式第1号（第7条関係）
（その1）

関係法令等チェックリスト

事業名	
事業区域全ての地番	

1 事前協議までに調査が必要なもので、該当する場合に図面又は回答の写しを添付するもの

関係法令等	該当の有無	図面、回答
(1) 茨城県自然環境保全条例（昭和48年茨城県条例第4号）第3条に規定する自然環境保全区域	有り・無し	☐ 図面
(2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条に規定する鳥獣保護区	有り・無し	☐ 図面
(3) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条に規定する農用地の周辺	有り・無し	☐ 図面
(4) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項に規定する農地及び同法第5条第2項第1号に規定する農地及び採草牧草地	有り・無し	☐ 回答 ☐ 図面
(5) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項第1号に規定する森林の区域	有り・無し	☐ 図面
(6) 河川法（昭和39年法律第167号）第54条に規定する河川保全区域及び同法第56条に規定する河川予定地	有り・無し	☐ 図面
(7) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域	有り・無し	☐ 図面
(8) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条に規定する地すべり防止区域	有り・無し	☐ 図面
(9) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域	有り・無し	☐ 図面
(10) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地	有り・無し	☐ 回答
(11) 古河市文化財保護条例（平成17年条例第167号）第6条の規定により指定する指定文化財の所在地及び同条例第30条の規定により指定する史跡名勝天然記念物の所在地	有り・無し	☐ 回答
(12) 古河市景観条例（平成25年条例第18号）第10条に規定する景観形成重点地区及び景観形成重点路線の周辺	有り・無し	☐ 図面
(13) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域及びその周辺、同法第11条第1項に規定する都市施設の予定区域及び同法第12条の4に基づき計画された区域	有り・無し	☐ 図面
(14) 都市計画法第12条に規定する市街地開発事業区域及び第12条の2に規定する市街地開発事業等予定区域	有り・無し	☐ 図面

※ 調査は、公共機関が公開するデジタルマップ等に事業区域を重ねることにより確認し、当該図面を本書に添付すること。

※ 調査は、必要に応じて担当部署に照会し、回答の写しを本書に添付すること。

※ 古河市内に該当する区域が存しない場合には、添付を要しない。

(その2)

関係法令等チェックリスト

事業名	
事業区域全ての地番	

2 事前協議終了後、実施協議までに調査が必要なもので、該当する場合に写しを添付するもの

関係法令等	該当の有無	写しの添付
(1) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条第1項に規定する届出書	有り・無し	☐
(2) 茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱に係る承認書	有り・無し	☐
(3) 茨城県地球環境保全行動条例（平成7年茨城県条例第10号）第13条に規定する事業場の報告書	有り・無し	☐
(4) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は茨城県環境影響評価条例（平成11年茨城県条例第7号）が定める環境影響評価の報告書	有り・無し	☐
(5) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条及び第5条に規定する申請書、届出書又は許可書	有り・無し	☐
(6) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2に規定する許可の申請	有り・無し	☐
(7) 森林法第10条の8に規定する届出	有り・無し	☐
(8) 茨城県水源地域保全条例（平成24年茨城県条例第49号）第9条に規定する届出書	有り・無し	☐
(9) 河川法第24条又は第26条にかかる許可書	有り・無し	☐
(10) 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成16年茨城県条例第41号）第6条第1項に規定する許可書又は古河市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成17年条例第111号）第5条第1項に規定する許可書	有り・無し	☐
(11) 古河市土採取事業規制条例（平成17年条例第112号）第5条第1項に規定する許可書	有り・無し	☐
(12) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項に規定する許可書	有り・無し	☐
(13) 埋蔵文化財の所在の有無及び取扱いに関する通知	有り・無し	☐
(14) 古河市景観条例（平成25年条例第18号）第16条に規定する届出書	有り・無し	☐
(15) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に規定する許可書	有り・無し	☐
(16) 都市計画法第43条第1項に規定する許可書	有り・無し	☐
(17) 都市計画法第53条に規定する許可書	有り・無し	☐
(18) 都市計画法第58条の2に規定する届出書	有り・無し	☐
(19) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条に規定する許可書	有り・無し	☐
(20) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第4条に規定する届出	有り・無し	☐
(21) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に規定する特定工場に係る届出書	有り・無し	☐
(22) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第4条に規定する届出書	有り・無し	☐

(23) 土壌汚染対策法第 6 条に規定する要措置区域及び第11条に規定する形質変更時要届出区域に係る届出書	有り・無し	☐
(24) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17に規定する届出書	有り・無し	☐
(25) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条に規定する届出書	有り・無し	☐
(26) 騒音規制法（平成26年法律第72号）第14条第 1 項に規定する届出	有り・無し	☐
(27) 振動規制法（昭和51年法律第64号）第14条第 1 項に規定する届出	有り・無し	☐

※ 該当の有無は、左記法令に該当する事業であることを記載すること。

様式第 2 号（第10条関係）

年 月 日

古河市長 宛て

申出人

住所又は所在地
氏名又は名称
(法人にあっては代表者名)

太陽光発電事業事前（変更）協議書

古河市内における太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例第 9 条の規定による事前（変更）協議を申し出ます。

事業名		
事業区域の所在地		
事業区域の総面積		m ²
事業区域内における抑制区域の有無		有 区域名（ ） ・ 無
総発電出力		k w
工程予定年月日	説明会	年 月 日
	工事着手	年 月 日
	工事完了	年 月 日
	運転開始	年 月 日
	運転終了（廃止）	年 月 日
工事施工者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
施設管理者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
説明会の実施方法	説明会に参加しない者への対応	
事業者の太陽光発電事業経験年数		年

※別表第 4 に掲げる書類を添付すること。

事業区域土地一覧

大字及び地番	地目	面積	抑制区域の名称
		m ²	

様式第 3 号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

古河市長



太陽光発電事業に関する事前協議結果通知書

年 月 日付け届出のあった事前協議について、協議した結果、次のとおり意見を付して通知します

事業名	
事業区域の所在地	
事業区域の総面積	m ²
抑制区域の名称	

市の意見

様式第 4 号（第10条関係）

年 月 日

古河市長 宛て

届出人
住所又は所在地
氏名又は名称
（法人にあっては代表者名）

太陽光発電事業協議取下げ届出書

古河市内における太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例第 9 条第 6 項（第12条第 2 項）の規定により、協議を取り下げたいので、届け出ます。

事業名	
事業区域の所在地	
事業区域の総面積	m ²
取り下げる理由	

年 月 日

古河市長 宛て

報告者
住所又は所在地
氏名又は名称
(法人にあっては代表者名)

説明会開催（戸別訪問等）報告書

古河市内における太陽光発電設備設置に関する条例第10条第 1 項の規定により次のとおり報告します。

事業名					
説明方法	説明会・戸別訪問				
説明会開催日時	年 月 日 時 分～ 時 分				
説明会会場					
対象者人数	人				
出席者人数	地元関係者 人				
説明責任者					
自治会・行政区の名称					
説明会対象者一覧	説明日時	説明方法	分類	住所及び氏名	備考
		説明会 戸別訪問 その他	隣接住民 周辺住民 その他		
		説明会 戸別訪問 その他	隣接住民 周辺住民 その他		
次回説明会	有・無		予定日	年 月 日	
説明内容					
質問又は要望					
回答対応					

備考 1 説明に使用した資料を添付すること。
2 記載欄が足りない場合は、行を追加するか別葉で作成すること。

様式第 6 号（第13条関係）

年 月 日

古河市長 宛て

申出人
住所又は所在地
氏名又は名称
(法人にあっては代表者名)

太陽光発電事業計画書

古河市内における太陽光発電設備設置に関する条例第12条の規定による協議を申し出ます。

1 事業概要

事業名		
事業区域の所在地		
事業区域の総面積		m ²
事業区域内における抑制区域の有無		有 ・ 無
総発電出力		k w
事業計画認定		有（認定予定日： 年 月 日） ・ 無
事業形態		発電のみ・営農型・その他（ ）
		アレイの下の利用予定 有 ・ 無
土地の利用権原		自己所有・購入予定・賃貸借・地上権・ その他（ ）
工事等予定 年月日	説明会開催日	年 月 日
	工事期間	年 月 日～ 年 月 日
	工事時間	午前 時 分～ 午後 時 分
	運転開始	年 月 日
	運転終了（廃止）	年 月 日
工事施工者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
施設管理者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	

※ 別表第 4 に掲げる図書を添付すること。

事業区域土地一覧

大字及び地番	地目	面積	抑制区域の名称
		m ²	

2 施設管理
(1) 第三者の侵入防止対策

フェンスの位置及び高さ	敷地境界から m後退
出入口の施錠措置	
標識の位置	入口付近 ・ それ以外（ ）

(2) 保守点検

保守点検（年間）	内容	
	時期	
管理者	住所	
	氏名	
	電話番号	
異常があった場合の対応		

(3) 防草対策

施工内容	・防草シート又は人工芝（10年以上の太陽年数かつ浸透係数10-2～1.0のもの） ・防草コンクリート又はアスファルト ・砂利又は碎石（10cm 未満） ・ウッドチップ（有価物又は原位置自然還元） ※防草シート又は碎石、有価ウッドチップの場合には品質を証する書面を添付すること。
------	--

(4) 雨水・土砂の流出防止対策

「古河市雨水流出抑制技術基準」により施工する雨水施設の種類及び容量	
土砂の流出防止対策	

(5) 道路等の接道、建築物

道路への接道	公道 / 私道 幅員 m ・ 無
法定外道路等の占用	有 ・ 無
建築物の有無	有 ・ 無

※ 建築物に該当するかの判断は、建築基準法第2条第1項及び市ホームページ等を参照の上、必要に応じて確認すること。

(6) 立竹木伐採・緩衝帯・造成工事

立竹木伐採の有無	有 ・ 無
緩衝帯	幅員 m
	緑地の有無 有 ・ 無

※ 緩衝帯の幅員については、別表第1に掲げる事項に沿ったものとする。

※ 緩衝帯を緑地にする場合には、防草対策を施した上で、植栽すること。

3 工事車両等

使用する工事車両等の種類及び台数	
工事車両等の通行時間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
工事車両等の往復回数	1 日 回
工事車両等の騒音及び振動対策内容	
使用する建設機械等の種類及び台数	

建設機械等の使用時間		午前・午後	時	分から
		午前・午後	時	分まで
建設機械等による騒音及び振動対策内容（騒音規制法（平成26年法律第72号）又は振動規制法（昭和51年法律第64号）に基づく特定建設作業に該当する場合は、その旨を記載すること。）				
建設機械等が低騒音型の機械であるか（いずれかに○）		低騒音型・それ以外		
工事現場監督 （緊急連絡先）	住所			
	氏名			
	連絡先			

4 太陽光発電設備

太陽光パネル	メーカー	
	反射性	☐ 低反射 ☐ それ以外
	枚数	
	向き及び角度	
パワーコンディショナー	k w	
キュービクル	k w	
蓄電池容量	k w	
協定書に基づき設置するコンセントの有無	有 ・ 無（表示板を付けること。）	

5 事業廃止後等の措置

		耐用年数	耐用年数経過後の措置
設備内容	太陽光パネル	年	交換・撤去
	パワーコンディショナー	年	交換・撤去
	キュービクル	年	交換・撤去
	接続箱	年	交換・撤去
	蓄電池（設置する場合）	年	交換・撤去
廃棄等費用積立金の総額※		円	
廃棄等費用積立方法		年	円 年間

※ 積立金の総額が、国に提出した額と異なる場合は、その額も括弧に併記すること。

6 特記事項（事業譲渡等の予定がある場合に記載すること。）

--

年 月 日

古河市長 宛て

届出人
住所又は所在地
氏名又は名称
(法人にあっては代表者名)

太陽光発電事業計画変更届出書（第 回変更）

古河市内における太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例第12条第 2 項及び第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 事業の名称

事業名	
-----	--

2 変更する事項（軽微な変更を除く。）

変更する項目	変更前	変更後

※ 別表第 4 に掲げる図書を変更する場合には、変更前及び変更後の図書を添付すること。

3 事業者等の変更

区分		変更前	変更後
事業者	所在地		
	名称及び代表者氏名		
	電話番号		
管理者	所在地		
	名称及び代表者氏名		
	電話番号		
変更の原因（事業者変更の場合に限る。）			
特記事項（廃棄等費用積立金の取扱い等について記載すること。）			
変更の効力発生日		年 月 日	

4 説明会対象者への対応

--

様式第 8 号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

古河市長 印

太陽光発電事業に関する（変更）協議終了通知書

年 月 日付け届出のあった次の事業について（変更）協議が終了しましたので通知します。

事業名	
事業区域の所在地	
事業区域の総面積	m ²

市の意見

様式第 9 号（第16条関係）

年 月 日

古河市長 宛て

届出人

住所又は所在地
氏名又は名称
(法人にあっては代表者名)

工事着手等届出書

太陽光発電事業の工事に（着手 中断 再開 完了）したので、古河市内における太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例第15条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名		
事業区域の所在地		
工事（着手・中断・再開・完了） 年月日	年 月 日	
工事完了予定年月日（着手の場合）	年 月 日	
工事施工者	氏名	
	住所	
	電話	
理由（中断の場合）		

添付書類（工事着手の場合は 1、3、5 及び 6 を添付すること。工事完了の場合は 2、4 及び 6 を添付すること。）

- 1 工程表
- 2 看板を映した写真
- 3 案内図
- 4 現場写真（施行前・施工後）
- 5 様式第 1 号（実施協議の際に提出したもの）
- 6 その他市長が必要と認める書類（様式第 1 号に掲げる各法令の規定に基づく届出書及び許可書等の写しのうち未提出のもの）

様式第 1 0 号（第19条関係）

年 月 日

古河市長 宛て

届出人

住所又は所在地

氏名又は名称

（法人にあっては代表者名）

運用開始等届出書

太陽光発電設備に係る運用を〔開始 停止 再開 廃止〕したいので、古河市内における太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例第18条第 1 項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

事業名		
事業区域の所在地		
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する法律第 2 条第 5 項による特定契約		FIT ・ 契約済 契約予定日： 年 月 日
事業計画認定		非 FIT ・ 認定済 認定予定日： 年 月 日 認定番号：
運用（開始・停止・再開・廃止）日		年 月 日
保守点検業者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	電話番号	
理由（停止又は廃止の場合）		
運用を開始した日（停止又は廃止の場合）		年 月 日
撤去予定日（廃止の場合）		年 月 日
撤去施工業者 （廃止の場合）	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	電話番号	

※ 開始届出時には、様式第 1 号に掲げる各法令の規定に基づく届出書及び許可書の写しのうち、未提出のものを添付すること。

様式第 1 1 号（第19条関係）

再生可能エネルギー発電事業の設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電
	事業の名称	
	設備 ID	
	設置場所	
	事業区域の総面積	m ²
	出力	k w
再生可能エネルギー 発電事業者	氏名	
	住所	
	連絡先	
保守点検責任者	氏名	
	連絡先	
運転開始年月日		
発電事業期間		
この看板は、古河市内における太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例第18条第 2 項の規定により設置したものです。		

※ 設置上の注意

- （1） 看板の大きさは、縦25センチメートル以上、横35センチメートル以上とし、地盤面から看板の下端までの高さが60センチメートルの位置を基準として設置すること。
- （2） 記載内容に変更が生じた場合は、速やかに訂正すること。

年 月 日

古河市長 宛て

届出人
住所又は所在地
氏名又は名称
(法人にあっては代表者名)

太陽光発電設備撤去完了届出書

事業名		
事業区域の所在地		
撤去日		年 月 日
撤去施工業者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	電話番号	

- 次の書類を添付すること
- (1) 撤去後の現場写真
 - (2) その他市長が必要と認める書類

様式第 1 3 号（第21条関係）

年 月 日

古河市長 宛て

報告者

住所又は所在地

氏名又は名称

（法人にあっては代表者名）

太陽光発電事業状況報告書

古河市内における太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例第20条第2項の規定により、次のとおり報告します。

--

※ 古河市内における太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第21条第1号及び第2号に規定する報告の場合は、措置の状況を判別できる議事録又は写真等を添付すること。

※ 規則第21条第3号に規定する報告の場合は、報告日における廃棄にかかる積立て残高及び口座のある金融機関を明らかにすること。

様式第 1 4 号（第22条関係）

年 月 日

様

古河市長



太陽光発電事業指導・助言通知書

古河市内における太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例施行規則第22条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。

事業名	
事業区域の所在地	
指導・助言の内容	

様式第 1 5 号（第23条関係）

第 号
年 月 日

様

古河市長



太陽光発電事業改善勧告書

古河市内における太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例第23条第 1 項の規定により、次のとおり勧告します。

事業名	
事業区域の所在地	
措置の期限	年 月 日
勧告事項	

様式第 1 6 号（第23条関係）

年 月 日

古河市長 宛て

報告者
住所又は所在地
氏名又は名称
(法人にあっては代表者名)

太陽光発電事業是正報告書

年 月 日付け第 号で指導、助言又は勧告を受けたことについて、
必要な措置を講じたので、次のとおり報告します。

事業名		
責任者	氏名	
	連絡先	
勧告事項		
措置の年月日		年 月 日
措置内容		

第 号
年 月 日

様

古河市長



弁明の機会の付与通知書

あなたが行っている事業については、 年 月 日付け第 号の改善勧告書をもって必要な措置を勧告しましたが、次の事由により古河市太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例第24条第1項の規定に基づき、その事実を公表する予定です。ついては、同条第2項の規定により弁明の機会を付与しますので通知します。

なお、弁明書の提出期限までに提出されない場合にも同様に公表します。

- 1 公表の理由及び原因となる事実
- 2 公表を予定する事項
あなたの氏名及び住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）、事業の内容、指導、助言又は勧告に至る経緯
- 3 公表の時期
- 4 公表の方法
- 5 弁明の機会の付与に関する事項

弁明書の提出期限	年 月 日
提出先	

様式第 1 8 号（第24条関係）

年 月 日

古河市長 宛て

住所又は所在地
氏名又は名称
(法人にあっては代表者名)

公表に関する弁明書

年 月 日付け第 号で通知のあった次の事案について、次のとおり
弁明します。

事業名	
事業区域の所在地	
公表の原因となった事項につい ての弁明	
その他当該事案への弁明	

※弁明書は、証拠書類等を添付して提出することができます。